

～個人番号と身分証明書類の組み合わせ～

就学支援金申請には確認票等と一緒に①と②の書類が必要になります。

① 個人番号(マイナンバー)がわかる書類

→「個人番号がわかる書類貼付台紙」に貼付またはホチキス止め

② 個人番号(マイナンバー)を提出される保護者の身分証明書類

→「保護者全員の身分証明書等のコピー貼付台紙」に貼付またはホチキス止め

①と②の組み合わせは下記のとおりです。

A:①の書類が、「個人番号カード」のコピー

個人番号カードのオモテ面は身分証明、ウラ面は個人番号が記載されています。そのため

②の身分証明書類は「個人番号カードのオモテ面となります。」

「個人番号がわかる書類貼付台紙」にコピーした個人番号カードのオモテ面、ウラ面を貼って提出してください。

B:①の書類が、「個人番号通知カード」のコピー

(平成 27 年 10 月以降に市区町村役場からご自宅へ郵送された書類です。)

②の身分証明書類は下記のとおりです。(顔写真付きの証明書が無い場合は 2 種類必要)

- ・ 1 種類でよいもの (公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書)

運転免許証、パスポート、社員証、在留カード ※顔写真がある面をコピーしてください。

- ・ 2 種類必要なもの(氏名・生年月日がわかるようにコピーしてください)

国民健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、共済組合員証、母子健康手帳

住民票記載事項証明の原本又はコピー、住民票の写し(必ず原本)

(提出事例:①個人番号通知カードのコピー②-1 保険証のコピー②-2 住民票の写しを提出)

C:①の書類が、個人番号が記載された「住民票の写し」

D:①の書類が、個人番号が記載された「住民票記載事項証明」コピー又は原本

②の身分証明書類は下記のいずれか 1 種類必要です。

運転免許証、パスポート、社員証、在留カード ※顔写真がある面をコピーしてください。

国民健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、母子健康手帳、共済組合員証

※氏名と生年月日がわかるようにコピーしてください。

(提出事例:①住民票の写し、②保険証のコピーを提出)

(提出事例:①住民票記載事項証明の原本、②運転免許証のコピーを提出)

※住民票や住民票記載事項証明は市町村役場で請求される際に、発行手数料と本人確認書類が必要です。